

一般社団法人日本内視鏡外科学会財産管理運用規則

第1条（目的）

この規則は、一般社団法人日本内視鏡外科学会（以下「この法人」という。）定款第54条に基づき、この法人の財産の管理および運用について必要な事項を定める。

第2条（適用範囲）

定款に定めのあるものを除き、財産の管理および運用については、この規則の定めるところによる。

第3条（定義）

この規則で「財産」とは、定款第52条（財産の種別）の定めるところによる。

第4条（管理責任者）

財産の管理責任者は、理事長とする。

第5条（財産等の管理方式）

- 1 財産のうち、現金は確実な銀行に預け入れ、信託会社に信託し、または国公債等確実な有価証券にかえて保管するものとする。
- 2 財産は、危険の分散を図るため、特定の金融機関の預貯金や特定の有価証券などに過度に集中して管理・運用を行わないものとする。

第6条（運用対象）

- 1 運用対象は当座預金、普通預金*、定期預金、または国公債等確実な有価証券とする。
- 2 デリバティブ（金融派生商品）やデリバティブを組み込んだ金融商品での運用は行わないものとする。
- 3 株式投資は行わないものとする。

第7条（運用期間の原則）

- 1 財産の運用期間の設定は資金管理・運用計画に基づいて行い、運用期間は安全性および流動性の観点から原則として最長5年**とする。
- 2 前項にもかかわらず、定期預金その他の安定的運用資産については、満期の時期および市場動向等を踏まえ、財務委員会の判断により随時更新または見直しを行うことができる。

第8条（財産等の果実）

財産から生ずる果実は、事業費、管理費等に充当するものとする。

第9条（理事会の関与）

- 1 財産の管理・運用方法については、毎事業年度ごとに理事会の議決により定め、理事長はその議決された方法に従い管理・運用を行うものとする。
- 2 理事長は、財産の運用替えを行った場合には、直後の理事会に報告し、その承認を得るものとする。
- 3 理事長は、毎事業年度ごとの財産の管理・運用状況について、理事会に報告するものと

する。

第10条（緊急時等の対応）

- 1 災害発生時や市場混乱時等には、理事長は発生している事象および運用資金の状況等を理事会に報告する。
- 2 理事会は、前項の報告に基づき適切に対処し、理事長に対応を指示する。

第11条（規則の改廃）

この規則の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

第12条（補則）

本規則に定めるもののほか、必要な事項は理事会において定める。

附 則

この規則は、令和7年12月10日より施行する。